

道路局発注の除草業務委託の積算ミス及び入札中止について

1 概要

今年度契約した除草委託業務（4件）において、設計書の積算が過小になっている誤りが判明しました。そのため、このうち3件について、正しい積算による最低制限価格より低く入札した業者と契約していました。

また、同様に過小に積算した除草委託業務（1件）について、5月22日（火）に入札を中止しました。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

2 件名

- ① 建設課管理用地（南部方面）除草業務委託（その1）【契約済（3月30日入札）】
- ② 建設課管理用地（北部方面）除草業務委託【契約済（4月6日入札）】
- ③ 都市計画道路宮内新横浜線ほか2路線事業用地除草業務委託【契約済（4月12日入札）】
- ④ 県道川崎町田（恩田地区）ほか1地区事業用地除草業務委託【契約済（4月12日入札）】
- ⑤ 都市計画道路鴨居上飯田線（本宿・二俣川地区）ほか3路線事業用地除草業務委託【入札中止】

3 経過

平成 30 年 5 月 21 日（月） 12:00 頃 市民局市民情報室で公表している上記①及び②の設計書を閲覧した方から問合せを受ける

5 月 22 日（火） 9:00 頃 契約済を含む上記 5 件の設計書の積算内容に誤りが判明

同日 11:00 頃 財政局契約第二課に上記⑤の入札中止を依頼

同日 13:00 頃 上記①～④のうち、積算が適切に行われていれば契約の機会があったと考えられる入札参加業者（上記①、③、④の 3 件）に対し、謝罪と説明を行い、各者からご理解をいただきました。

～ 5 月 24 日（水）

4 事務処理ミスの内容

共通仮設費及び現場管理費の率補正計算において、それぞれ施工地域補正係数を乗じ積算すべきところを加算して積算したため、予定価格及び最低制限価格が過小積算になっていることが判明しました。

5 原因

設計書の確認は、設計者本人のほか、責任職及び検算者によるチェックを行っていましたが、確認が不十分であったため、積算の誤りに気づくことができませんでした。

6 再発防止策

設計書の作成にあたっては、設計者、責任職及び検算者によるチェックを徹底します。また、今回の事例を踏まえ、他部署の先進事例等を参考にチェックリストに注意喚起を追記するとともに、職場研修を実施し、再発防止に努めます。

7 本業務についての対応

契約した委託業務（上記①～④）については、契約自体は有効に成立しており、履行中でもあることから、委託業務を継続します。また、入札を中止した委託業務（上記⑤）については、改めて発注手続等を進めます。

お問合せ先

道路局建設課長 五十嵐 中也 Tel 045-671-2747